

四半期報告書

(第15期第3四半期)

株式会社エムティーアイ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【四半期連結財務諸表】	26
2 【その他】	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	39

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月16日

【四半期会計期間】 第15期第3四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 コーポレート・サポート本部 経理部長 沖 野 俊 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期 連結累計期間	第15期 第3四半期 連結累計期間	第14期 第3四半期 連結会計期間	第15期 第3四半期 連結会計期間	第14期
会計期間	自 平成20年 10月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成20年 10月1日 至 平成21年 9月30日
売上高 (千円)	18,760,522	22,908,376	6,621,839	7,882,195	25,732,891
経常利益 (千円)	1,691,091	1,948,151	888,722	1,282,694	2,177,990
四半期(当期)純利益 (千円)	1,367,039	1,117,831	504,417	727,242	1,669,553
純資産額 (千円)	—	—	6,448,225	7,505,415	6,807,080
総資産額 (千円)	—	—	11,794,031	13,616,200	12,557,417
1株当たり純資産額 (円)	—	—	47,829.01	55,569.69	50,227.79
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10,186.35	8,337.63	3,772.54	5,444.58	12,446.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	10,113.73	8,295.82	3,739.58	5,425.68	12,346.21
自己資本比率 (%)	—	—	54.3	54.4	53.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,097,090	1,796,845	—	—	1,740,885
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△766,876	△836,643	—	—	△1,081,186
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△538,105	△596,510	—	—	△551,227
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	1,216,005	1,896,058	1,532,367
従業員数 (名)	—	—	489	554	489

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	554	(118)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	505	(118)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
コンテンツ配信事業	7,805,494	19.9
自社メディア型広告事業	126,518	△1.2
消去	△49,817	—
計	7,882,195	19.0

(注) 1 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	2,823,911	42.6	3,523,874	44.7
KDDI株式会社	2,403,259	36.3	2,768,774	35.1
ソフトバンクモバイル株式会社	1,159,130	17.5	1,393,112	17.7

2 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

平成22年6月24日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社イーツの保有全株式を丸紅株式会社に譲渡することを決議し、同日締結の株式譲渡契約に基づき、平成22年7月29日に譲渡しました。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間は、広告宣伝費を中心とした費用コントロールにより利益拡大を優先しました。健康情報や天気情報など費用対効果の高い分野を中心に効率性を重視したプロモーション展開を実施しましたが、前四半期に比べて広告宣伝費を抑制したことが影響し、平成22年6月末の有料会員数は931万人（平成22年3月末比2万人減）となりました。

売上高は、有料会員数が前年同四半期末に比べ178万人拡大したことにより7,882百万円（前年同四半期比19.0%増）となりました。売上総利益は、増収効果および原価率の低い健康情報やデコレーションメールの比率拡大に伴う原価率の低下により、5,762百万円（同23.2%増）と大幅に増加しました。

営業利益、経常利益は、販売費及び一般管理費のうち広告宣伝費、支払手数料、人件費などが前年同四半期に比べて増加したものの、売上総利益の大幅な増益により吸収し1,279百万円（同43.4%増）、1,282百万円（同44.3%増）となりました。

四半期純利益は、特別損失として75百万円を計上しましたが、税金等調整前四半期純利益の増益により727百万円（同44.2%増）となりました。

セグメント別の概要は次のとおりです。

①コンテンツ配信事業

健康情報では、引き続き費用対効果の高いテレビCMを中心としたプロモーション展開により有料会員数は順調に拡大しました。また、天気情報でも、効率的なプロモーション展開により有料会員数を拡大することができました。

一方、利益拡大を優先し広告宣伝費を抑制したことにより、音楽系コンテンツやデコレーションメールの有料会員数が減少し、平成22年6月末の有料会員数は931万人（平成22年3月末比2万人減）となりました。

売上高は7,805百万円（前年同四半期比19.9%増）、営業利益は1,380百万円（同38.3%増）となりました。

②自社メディア型広告事業

先行的費用投資に伴う赤字額を最小限に抑えながら登録会員の活性度の向上に取り組みました。平成22年6月末の登録会員数は441万人（平成22年3月末比3万人増）、売上高は126百万円（前年同四半期比1.2%減）、営業損失は64百万円（前年同四半期は営業損失87百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は13,616百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,058百万円の増加となりました。

資産の部については、流動資産ではその他流動資産（前渡金）が減少しましたが、主に売掛金、現金及び預金の増加により923百万円の増加となり、固定資産では主にソフトウェア、繰延税金資産の増加により135百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債ではその他流動負債が減少しましたが、主に買掛金、未払法人税等の増加により488百万円の増加となり、固定負債では主に長期借入金の減少により127百万円の減少となりました。

純資産の部については、配当金の支払や自己株式の増加などがありましたが、四半期純利益として1,117百万円を計上したことにより698百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ517百万円増加の1,896百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払や未払金の減少による資金流出がありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより1,021百万円の資金流入（前年同四半期は401百万円の資金流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産（主にソフトウェア）の取得による支出などにより367百万円の資金流出（前年同四半期は291百万円の資金流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出などにより135百万円の資金流出（前年同四半期は38百万円の資金流出）となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は13百万円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447,600

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月16日) (注)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,880	133,890	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株制度を採用していません
計	133,880	133,890	—	—

(注) 提出日の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。

(2) 【新株引受権および新株予約権の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプション

株主総会の特別決議(平成12年12月22日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株引受権の数(個)	104
新株引受権のうち自己新株予約権の数	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数(株)	208
新株引受権の行使時の払込金額(円)	186,500
新株引受権の行使期間	平成13年2月1日から 平成22年9月30日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 186,500 資本組入額 93,250
新株引受権の行使の条件	新株引受行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象従業員との間で締結する「新株発行請求権付与契約」の定めによる
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡・質入・相続不可
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る払込金額で新株を発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株引受権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	544
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,088
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83,000
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 83,000 資本組入額 41,500
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。平成19年1月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	145,197
新株予約権の行使期間	税制適格 平成19年2月1日から 平成22年9月30日 税制非適格 平成18年10月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 145,197 資本組入額 72,599
新株予約権の行使の条件	(ア) 税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ) 税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成19年9月30日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成22年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

③ 株主総会の特別決議(平成16年12月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172
新株予約権の行使時の払込金額(円)	221,500
新株予約権の行使期間	平成19年12月1日から 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 221,500 資本組入額 110,750
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

④ 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	394
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	788
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228,707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア)税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする (イ)税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成20年2月29日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

⑤ 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 233,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア)本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する (イ)本新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする ア 平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づくストックオプション

①取締役会の決議(平成20年2月21日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	321
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	642
新株予約権の行使時の払込金額(円)	222,627
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 222,627 資本組入額 111,314
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

②取締役会の決議(平成21年1月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	712
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	712
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,200
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 153,200 資本組入額 76,600
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

③取締役会の決議(平成22年1月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	638
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	638
新株予約権の行使時の払込金額(円)	188,321
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日から 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 188,321 資本組入額 94,161
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

④取締役会の決議(平成22年2月18日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185,104
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 185,104 資本組入額 92,552
新株予約権の行使の条件	<p>(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p> <p>(ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする</p> <p>(エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年5月25日 (注) 1	△598	133,880	—	2,541,658	—	2,346,727
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注) 2	60	133,880	2,490	2,541,658	2,490	2,346,727

(注) 1 自己株式の消却による減少です。
2 新株予約権の行使による増加です。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しています。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 598	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,820	133,820	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	134,418	—	—
総株主の議決権	—	133,820	—

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式の7株(議決権7個)が含まれています。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿3-20-2	598	—	598	0.44
計	—	598	—	598	0.44

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は700株です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	246,900	225,000	208,600	194,500	189,000	177,800	187,000	168,000	141,000
最低(円)	199,000	166,900	170,500	171,000	172,000	144,700	159,200	120,000	108,000

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、それ以前はジャスダック証券取引所におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役 副社長	モバイルサービス事業本部、 ITセンター担当	取締役 副社長	モバイルサービス事業本部長	泉 博史	平成22年2月1日
常務 取締役	ITセンター長 兼 システムソリューション 統括部長	常務 取締役	ITセンター長	成田 透	平成22年2月1日
常務 取締役	ITセンター長	常務 取締役	ITセンター長 兼 システムソリューション 統括部長	成田 透	平成22年4月1日
常務 取締役	ビジネスオペレーション センター長	常務 取締役	モバイル・サービス センター長	大沢 克徳	平成22年4月1日
取締役	CTO 兼 スマートビジネス部長	取締役	CTO	清水 義博	平成22年5月1日
取締役	アライアンス戦略管掌	取締役	人事部、総務部、法務室管掌	斎藤 忠久	平成22年5月1日
取締役 副社長	モバイルサービス事業本部、 ITセンター、 スマート事業部担当	取締役 副社長	モバイルサービス事業本部、 ITセンター担当	泉 博史	平成22年6月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,896,058	1,532,367
売掛金	7,638,217	6,733,666
貯蔵品	6,171	6,336
繰延税金資産	670,858	658,367
その他	426,976	769,895
貸倒引当金	△354,731	△340,726
流動資産合計	10,283,551	9,359,907
固定資産		
有形固定資産	※1 220,039	※1 213,468
無形固定資産		
ソフトウェア	1,419,029	1,338,488
その他	10,601	6,765
無形固定資産合計	1,429,630	1,345,253
投資その他の資産		
投資有価証券	557,896	594,702
敷金及び保証金	593,512	593,512
繰延税金資産	498,338	420,902
その他	46,761	39,530
貸倒引当金	△13,531	△9,860
投資その他の資産合計	1,682,978	1,638,787
固定資産合計	3,332,648	3,197,509
資産合計	13,616,200	12,557,417

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,175,619	1,974,322
1年内返済予定の長期借入金	200,196	200,196
未払金	1,279,354	1,123,063
未払法人税等	617,232	432,006
賞与引当金	145,722	—
コイン等引当金	875,828	803,064
その他	229,306	502,374
流動負債合計	5,523,260	5,035,027
固定負債		
長期借入金	349,363	499,510
退職給付引当金	149,610	120,409
負ののれん	88,410	95,248
その他	141	141
固定負債合計	587,524	715,309
負債合計	6,110,784	5,750,336
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,541,658	2,535,392
資本剰余金	3,051,838	3,045,573
利益剰余金	1,873,399	1,123,839
自己株式	△90,624	—
株主資本合計	7,376,272	6,704,805
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,498	42,897
評価・換算差額等合計	24,498	42,897
新株予約権	104,644	59,377
純資産合計	7,505,415	6,807,080
負債純資産合計	13,616,200	12,557,417

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
売上高	18,760,522	22,908,376
売上原価	5,812,348	6,292,943
売上総利益	12,948,174	16,615,432
販売費及び一般管理費	※1 11,222,186	※1 14,668,541
営業利益	1,725,987	1,946,891
営業外収益		
受取利息	397	67
受取配当金	3,098	3,683
負ののれん償却額	6,838	6,838
持分法による投資利益	—	427
その他	4,847	8,938
営業外収益合計	15,182	19,954
営業外費用		
支払利息	15,745	13,263
持分法による投資損失	596	—
消費税等調整額	24,229	—
その他	9,507	5,431
営業外費用合計	50,079	18,695
経常利益	1,691,091	1,948,151
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2,864	—
その他	6	—
特別利益合計	2,871	—
特別損失		
固定資産除却損	77,590	50,498
リース解約損	—	55,768
投資有価証券評価損	19,185	—
関係会社株式売却損	3,503	—
退職給付費用	89,116	—
コンテンツ情報料	109,245	—
特別損失合計	298,640	106,266
税金等調整前四半期純利益	1,395,321	1,841,884
法人税、住民税及び事業税	234,093	801,352
法人税等調整額	△205,811	△77,299
法人税等合計	28,282	724,053
四半期純利益	1,367,039	1,117,831

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	6,621,839	7,882,195
売上原価	1,945,097	2,120,076
売上総利益	4,676,741	5,762,119
販売費及び一般管理費	*1 3,784,635	*1 4,482,961
営業利益	892,106	1,279,157
営業外収益		
受取利息	5	10
受取配当金	2,973	3,677
負ののれん償却額	2,279	2,279
その他	2,866	3,018
営業外収益合計	8,124	8,986
営業外費用		
支払利息	4,948	4,255
その他	6,560	1,194
営業外費用合計	11,508	5,449
経常利益	888,722	1,282,694
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,268	—
特別利益合計	1,268	—
特別損失		
固定資産除却損	—	20,117
リース解約損	—	55,768
投資有価証券評価損	40	—
コンテンツ情報料	4,927	—
特別損失合計	4,967	75,885
税金等調整前四半期純利益	885,022	1,206,808
法人税、住民税及び事業税	196,551	499,437
法人税等調整額	184,053	△19,871
法人税等合計	380,605	479,565
四半期純利益	504,417	727,242

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,395,321	1,841,884
減価償却費	642,317	690,097
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	111,070	29,200
受取利息及び受取配当金	△3,496	△3,750
コイン等引当金	76,888	72,763
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,025,011	△904,551
仕入債務の増減額 (△は減少)	475,106	201,296
未払金の増減額 (△は減少)	251,793	156,361
その他	△22,821	334,153
小計	1,901,166	2,417,456
利息及び配当金の受取額	3,496	3,750
利息の支払額	△15,745	△13,263
法人税等の支払額	△791,826	△611,097
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,097,090	1,796,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△927,170	△793,546
関係会社株式の売却による収入	216,000	—
その他	△55,706	△43,097
投資活動によるキャッシュ・フロー	△766,876	△836,643
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△150,147	△150,147
自己株式の取得による支出	△223,985	△190,211
配当金の支払額	△135,687	△268,684
その他	△28,285	12,531
財務活動によるキャッシュ・フロー	△538,105	△596,510
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△207,890	363,690
現金及び現金同等物の期首残高	1,442,113	1,532,367
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△18,217	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 1,216,005	*1 1,896,058

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)
賞与引当金 当第3四半期連結会計期間末においては賞与支給額が確定していないため、賞与支給見込額のうち当第3四半期連結会計期間の負担額を賞与引当金として計上しています。 なお、前連結会計年度末においては、賞与支給確定額304,656千円を未払費用として計上しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年9月30日)
※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 233,724千円	※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 227,039千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 支払手数料 2,049,917千円 広告宣伝費 3,930,824千円 給料及び手当 1,915,554千円 退職給付費用 21,953千円 貸倒引当金繰入額 213,126千円 減価償却費 630,055千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 支払手数料 2,518,682千円 広告宣伝費 6,342,998千円 給料及び手当 2,101,986千円 退職給付費用 31,200千円 貸倒引当金繰入額 233,298千円 減価償却費 672,377千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 支払手数料 724,020千円 広告宣伝費 1,305,110千円 給料及び手当 668,721千円 退職給付費用 7,317千円 貸倒引当金繰入額 73,571千円 減価償却費 217,541千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 支払手数料 859,161千円 広告宣伝費 1,703,596千円 給料及び手当 729,888千円 退職給付費用 10,400千円 貸倒引当金繰入額 50,575千円 減価償却費 215,303千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,216,005千円 現金及び現金同等物 1,216,005千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,896,058千円 現金及び現金同等物 1,896,058千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)および当第3四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	133,880

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	700

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高(千円)
提出会社	—	—	104,644
合計		—	104,644

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	268,684	2,000	平成21年9月30日	平成21年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	6,511,673	110,166	6,621,839	—	6,621,839
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	17,926	17,926	(17,926)	—
計	6,511,673	128,092	6,639,765	(17,926)	6,621,839
営業利益又は営業損失(△)	998,434	△87,153	911,281	(19,174)	892,106

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	7,801,001	81,193	7,882,195	—	7,882,195
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,492	45,325	49,817	(49,817)	—
計	7,805,494	126,518	7,932,013	(49,817)	7,882,195
営業利益又は営業損失(△)	1,380,688	△64,004	1,316,684	(37,526)	1,279,157

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信（公式サイト運営）、広告代理店等
自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信（一般サイト運営）、広告代理店等

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	18,397,980	362,541	18,760,522	—	18,760,522
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	64,144	64,144	(64,144)	—
計	18,397,980	426,686	18,824,666	(64,144)	18,760,522
営業利益又は営業損失(△)	2,091,257	△306,210	1,785,046	(59,059)	1,725,987

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日）

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	22,628,024	280,351	22,908,376	—	22,908,376
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,496	127,678	132,175	(132,175)	—
計	22,632,521	408,029	23,040,551	(132,175)	22,908,376
営業利益又は営業損失(△)	2,311,179	△249,361	2,061,818	(114,927)	1,946,891

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は下記のとおりです。
 コンテンツ配信事業・・・モバイル・コンテンツ配信（公式サイト運営）、広告代理店等
 自社メディア型広告事業・・・モバイル・コンテンツ配信（一般サイト運営）、広告代理店等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）および当第3四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）ならびに前第3四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）および当第3四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日）

本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）および当第3四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）ならびに前第3四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日）および当第3四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	55,569円69銭	1株当たり純資産額	50,227円79銭

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	10,186円35銭	1株当たり四半期純利益	8,337円63銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	10,113円73銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	8,295円82銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	1,367,039	1,117,831
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,367,039	1,117,831
普通株式の期中平均株式数(株)	134,202.99	134,070.63
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	963.74	675.74
(うち新株予約権)(株)	(963.74)	(675.74)

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	3,772円54銭	1株当たり四半期純利益	5,444円58銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	3,739円58銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	5,425円68銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	504,417	727,242
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	504,417	727,242
普通株式の期中平均株式数(株)	133,707.60	133,571.76
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,178.44	465.39
(うち新株引受権)(株)	(14.47)	(—)
(うち新株予約権)(株)	(1,163.96)	(465.39)

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

重要な子会社等の株式の売却

1. その旨および理由

当社は、平成22年6月24日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社イーツの保有全株式を丸紅株式会社に譲渡することを決議し、平成22年7月29日に譲渡しました。

株式会社イーツは、インターネットデータセンタービジネスをトータルに展開しており、当社はコンテンツ配信におけるデータセンター利用などを通じて双方の事業拡大に向け相互に協力してきましたが、株式会社イーツの企業価値向上にとってより有益と判断したため、株式を譲渡しました。

2. 売却する相手会社の名称

丸紅株式会社

3. 売却の時期

平成22年7月29日

4. 当該子会社等の名称、事業内容および会社との取引内容

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 名称 | 株式会社イーツ |
| ② 事業の内容 | コンピューターおよびネットワークの企画、設計、運用管理 |
| ③ 当社との取引内容 | コンピューターおよびネットワークの運用管理 |

5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益および売却後の持分比率

- | | |
|------------|--------|
| ① 売却株式数 | 4,724株 |
| ② 売却価額 | 236百万円 |
| ③ 売却益 | 103百万円 |
| ④ 売却後の持分比率 | —% |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印

指定有限責任社員
業務執行役員 公認会計士 井 上 秀 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月16日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 浩 史 印

指定有限責任社員
業務執行役員 公認会計士 井 上 秀 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月16日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【最高財務責任者の役職氏名】 上席執行役員 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長前多俊宏および当社最高財務責任者松本博は、当社の第15期第3四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。